

令和7年度第2回高浜市障害者地域自立支援協議会本会議次第

日時 令和7年8月22日（金）15：00

場所 高浜市いきいき広場 2階ホール

1. あいさつ（会長）

2. 報告

（1）基幹相談支援センターの設置について【資料1】

（2）就労選択支援について【資料2】

（3）研修事業について【資料3】

3. 議事

（1）高浜市障がい者福祉計画（第6次）アンケートについて【資料4】

（2）福祉人材確保に関する取り組みについて【資料5】

4. その他

（1）令和7年度第3回高浜市障害者地域自立支援協議会について

開催予定：令和8年2月開催（別途日程調整を依頼予定）

基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。

また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。

基幹相談支援センター

【平成26年度設置市町村数:367】
(一部共同設置)

総合相談・専門相談

- 障害の種別や各種ニーズに対応する
- ・総合的な相談支援(3障害対応)の実施
 - ・専門的な相談支援の実施

相談支援専門員、社会福祉士、
精神保健福祉士、保健師等

権利擁護・虐待防止

- ・成年後見制度利用支援事業
 - ・虐待防止
- ※ 市町村障害者虐待防止センター(通報受理、相談等)を兼ねることができる。

地域移行・地域定着

- ・入所施設や精神科病院への働きかけ
- ・地域の体制整備に係るコーディネート

地域の相談支援体制の強化の取組

- ・相談支援事業者への専門的指導、助言
- ・相談支援事業者の人材育成
- ・相談機関との連携強化の取組

運営委託等

協 議 会

相談支援
事業者

相談支援
事業者

相談支援
事業者

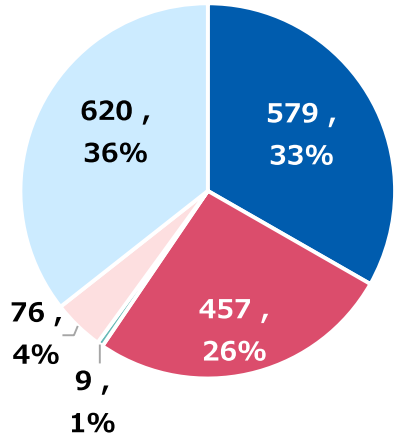
児童発達
支援センター
(相談支援事業者)

基幹相談支援センターについて

基幹相談支援センターの設置形態等

市町村数：1,741

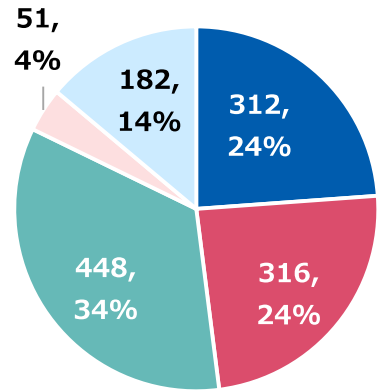
- ①単独で設置
- ②複数市町村共同で設置
- ③単独+複数市町村共同で設置
- ④令和6年度中に設置予定
- ⑤令和6年度中に設置予定なし



基幹相談支援センター窓口の設置場所

設置箇所数：1,309

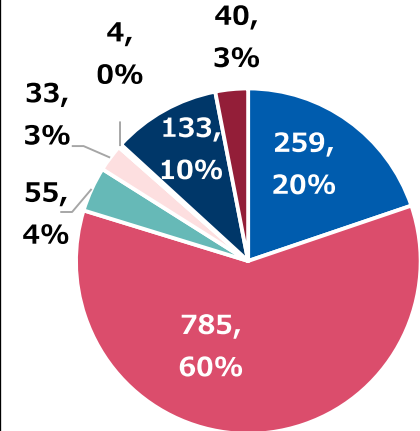
- ①市町村役所
- ②公共施設
- ③障害福祉サービス事業所内
- ④障害者支援施設
- ⑤その他



基幹相談支援センターの運営主体

設置箇所数：1,309

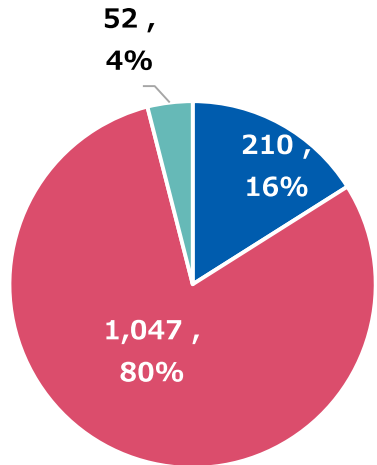
- ①地方公共団体
- ②社会福祉法人
- ③医療法人
- ④社団・財団法人
- ⑤協同組合
- ⑥営利法人
- ⑦特定非営利法人
- ⑧その他



基幹相談支援センターの設置方法

設置箇所数：1,309

- ①直営で実施
- ②委託（※）により実施
- ③直営+委託（※）により実施

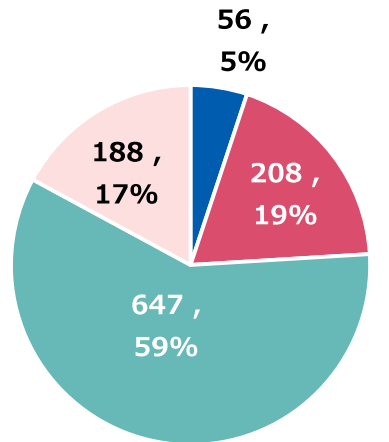


※委託先は指定特定・指定一般相談支援事業所

委託により設置する場合の委託先の相談支援事業に係る指定状況

委託により設置している箇所数：1,099

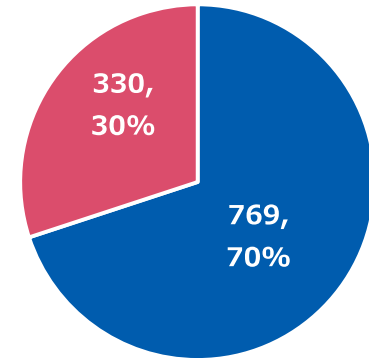
- ①一般相談支援事業の指定あり
- ②特定相談支援事業の指定あり
- ③一般+特定相談支援事業の指定あり
- ④一般+特定相談支援事業の指定なし



委託により設置する場合の委託先の「障害者相談支援事業」の委託状況

委託により設置している箇所数：1,099

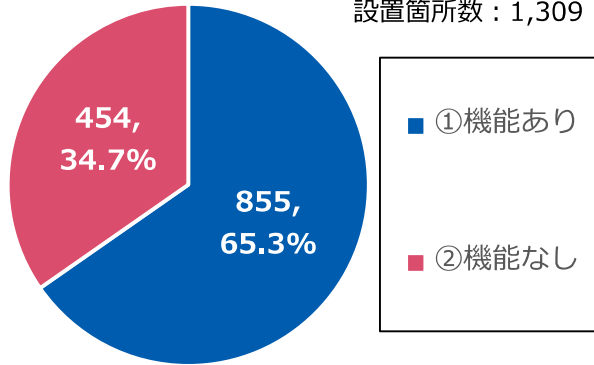
- ①委託あり
- ②委託なし



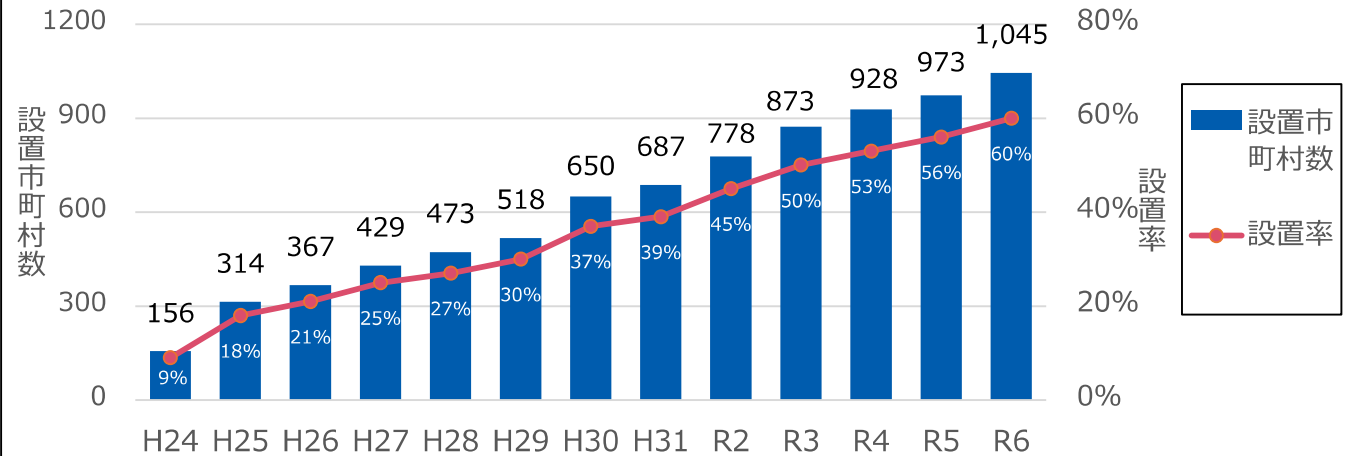
基幹相談支援センターについて

地域生活支援拠点等としての機能を有する基幹相談支援センター

設置箇所数：1,309



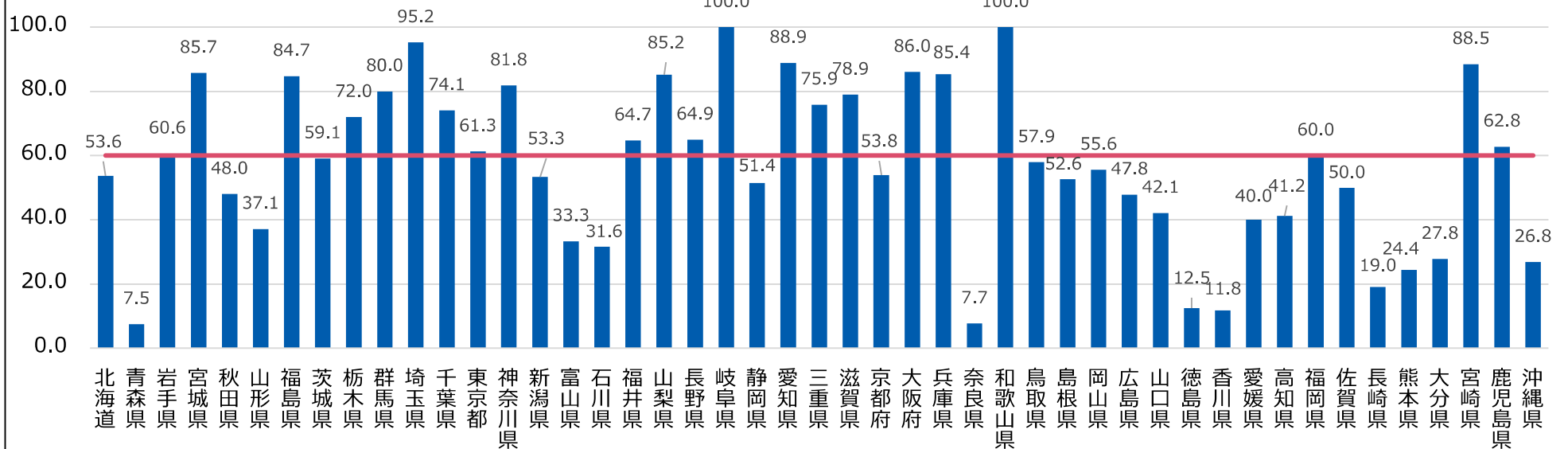
基幹相談支援センターの設置状況（経年比較）



単位：％

基幹相談支援センターの設置率（都道府県別）

【設置率の全国平均：60％】



障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス

	就労移行支援事業 (規則第6条の9)	就労継続支援A型事業 (規則第6条の10第1項)	就労継続支援B型事業 (規則第6条の10第2項)	就労定着支援事業 (規則第6条の10の4)
事業概要	通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。 (標準利用期間：2年) ※ 必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。 (利用期間：制限なし)	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。 (利用期間：制限なし)	就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て、通常の事業所に新たに雇用され、就労移行支援等の職場定着の義務・努力義務である6月を経過した者に対して、就労の継続を図るために、障害者を雇用した事業所、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整、障害者が雇用されることに伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行う。 (利用期間：3年)
対象者	① 企業等への就労を希望する者 ② 通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者 (R4障害者総合支援法改正法により新設) ※平成30年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。	① 移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ③ 就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者 ④ 通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者 (R4障害者総合支援法改正法により新設) ※平成30年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。	① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ③ ①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者 ④ 通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者 (R4障害者総合支援法改正法により新設)	① 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により日常生活又は社会生活上の課題が生じている者であって、一般就労後6月を経過した者
事業所数	2,856事業所 (国保連データ令和6年10月)	4,401事業所 (国保連データ令和6年10月)	18,211事業所 (国保連データ令和6年10月)	1,671事業所 (国保連データ令和6年10月)
利用者数	37,473人 (国保連データ令和6年10月)	85,069人 (国保連データ令和6年10月)	376,332人 (国保連データ令和6年10月)	18,114人 (国保連データ令和6年10月)

就労選択支援の創設

概 要

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス（就労選択支援）※を創設する。

法の条文

第五条 （略）

13 この法律において「就労選択支援」とは、就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者であって、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものとして主務省令で定める者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の主務省令で定める事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

※施行期日は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において**政令で定める日**

現状・課題

- 就労系障害福祉サービスの利用を希望する障害者の就労能力や適性を客観的に評価し、それを本人の就労に関する選択や具体的な支援内容に活用する手法等が確立されていないため、障害者の就労能力や一般就労の可能性について、障害者本人や障害者を支援する者が十分に把握できておらず、適切なサービス等に繋がられていない。
- 一旦、就労継続支援 A 型・B 型の利用が始まると、固定されてしまいやすい。
- 本人の立場に立ち、次のステップを促す支援者がいるかどうかで、職業生活、人生が大きく左右される。

就労選択支援の目的

目 的

働く力と希望のある障害者に対して、障害者本人が自分の働き方について考えることをサポート（考える機会の提供含む）するとともに、就労継続支援を利用しながら就労に関する知識や能力が向上した障害者には、本人の希望も重視しながら、就労移行支援の利用や一般就労等への選択の機会を適切に提供する。

【具体的な内容】

- 作業場面等を活用し、本人の強みや特性、本人が望む方向に進む上で課題となること等について、本人と協同して整理し、利用者本人の自己理解を促すことを支援する。
- 自分に合った働き方を実現したり、働く上での課題改善等に向けて、どんな方法で、何に取り組むのか、どこで取り組むかについて本人と協同して考える。
- ※ その過程の結果として、就労系障害福祉サービスの活用を含めた進路について本人が選び、決定していくことを支援する。そのため、就労選択支援は就労の可否を判断したり、どの就労系障害福祉サービスを利用するか振り分けを行うものではない。
- 本人の選択肢を広げ、本人の的確な選択につながるよう、支援の実施前後において、本人に対して、地域における雇用事例や就労支援に係る社会資源等に関する情報提供、助言・指導等を行う。
- アセスメント結果は、本人や家族、関係者等と共有し、その後の就労支援等に活用できるようにする。
- 就労選択支援利用後の就労支援等において、アセスメント結果が効果的に活用されるよう、就労選択支援事業所は計画相談支援事業所や市町村、ハローワーク等の就労支援機関との連携、連絡調整を行う。

【期待される効果】

- アセスメントに関する専門的な研修を修了した人材を配置することにより、質の高いアセスメントに基づいた就労支援を受けることが可能となる。
- 本人の就労能力や適性、ニーズ、強み、職業上の課題、本人が力を発揮しやすい環境要因、就労に当たっての支援や配慮事項等を本人と協同して整理することで、本人の自己理解を促進することが可能となる。
- 本人と協同して整理した内容や地域の企業等の情報を基に、関係機関と連携することにより、本人にとって、より適切な進路を選択することが可能となる。また、就労継続支援 A 型・B 型利用中も、本人の希望に応じて就労選択支援を受けることができ、就労ニーズや能力等の変化に応じた選択が可能となる。

就労選択支援ができると変わること ～専門的なアセスメントの提供と本人中心の就労選択の支援～

イメージ（就労継続支援B型のケース）

現 状

アセスメントが、
業務として法令上
位置づけられてい
ない

B型利用前

課題①

実施主体や人材の面で、専門的な支援体制の整備が必ずしも十分に行われていない。

課題②

アセスメントにより整理した情報を、その後の本人の働き方や就労先の選択に関する支援に十分つなげられていない。

市町村
に相談

就労移行
利用申請

暫定
支給決定

就労移行支援
事業所等による
アセスメント

B型利用
申請

支給決定

B型利用

B型利用後

課題③

就労ニーズや能力等に変化があっても、他の選択肢を積極的に検討する機会は限られている。

支給決定更新

B型利用

B型利用

3年後

就労移行支援
就労継続支援A型
一般就労 等

支給決定変更

就労選択支援
利用
※希望に応じて利用

支給決定更新等

B型利用

B型利用

B型利用

今後の 方向性

就労選択支援を
法令上位置づける

市町村
に相談

就労選択
支援
利用申請

支給決定

就労選択支援
利用

B型利用
申請

支給決定変更

B型利用

B型利用

B型利用

改善①

都道府県等による事業所指定、就労支援について一定の経験等を有する人材や研修を通じて育成した人材の配置により、専門的な支援を受けることが可能となる。

改善②

就労能力や適性、本人のニーズや強み、職業上の課題、就労に当たっての支援や配慮事項といった本人と協同して整理した内容や地域の企業等の情報を基に、関係機関と連携する
⇒本人にとって、より適切に就労・障害福祉サービスを選択することが可能となる。

改善③

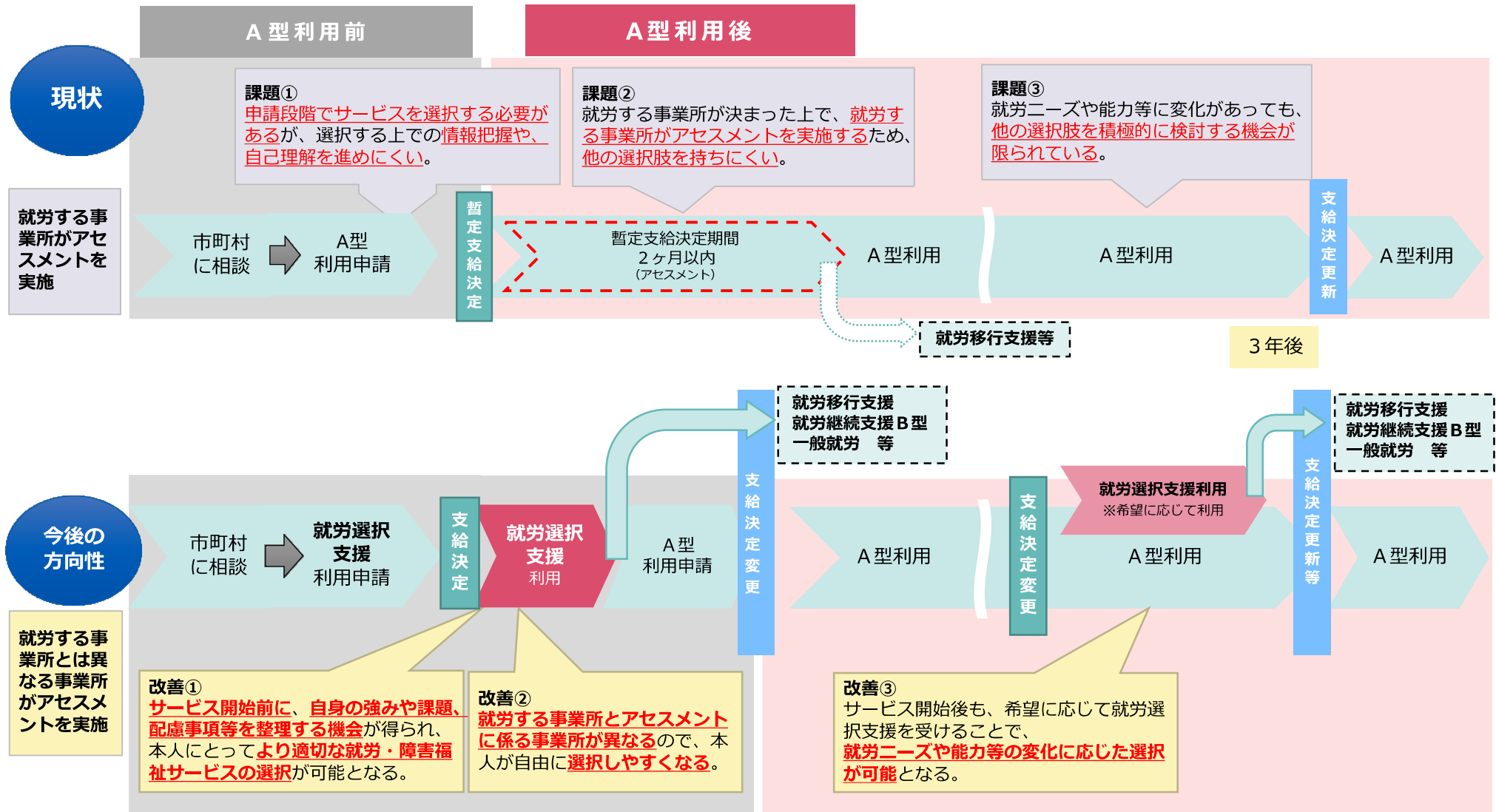
B型利用後も、希望に応じて新たなサービスを受けることができ、就労ニーズや能力等の変化に応じた選択が可能となる。

※現行の就労アセスメントでは
・50歳に達している者又は障害基礎年金1級の受給者
・就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者を対象としていない。

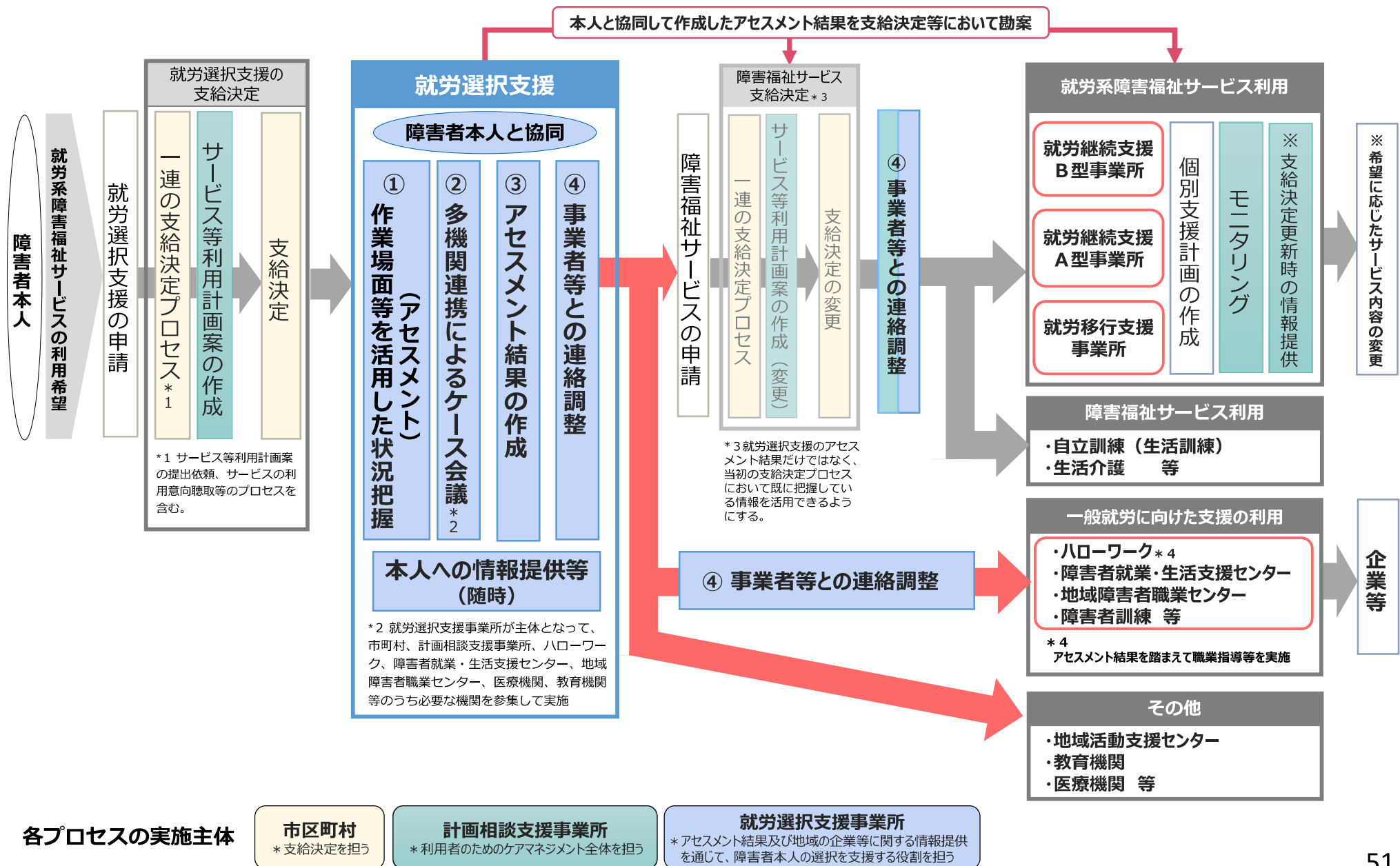
就労選択支援ができると変わること

～ 専門的なアセスメントの提供と本人中心の就労選択の支援～

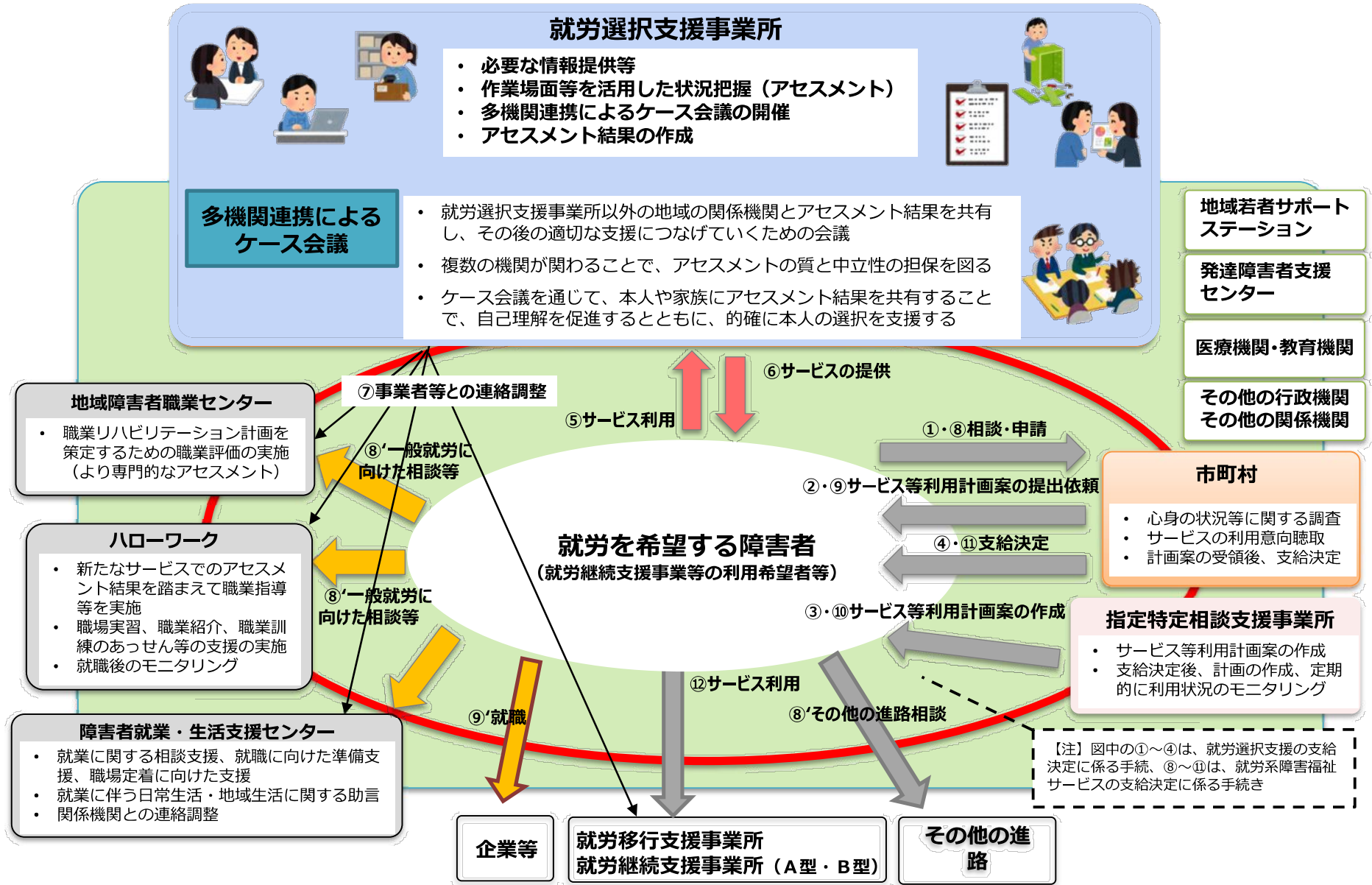
イメージ（就労継続支援 A 型のケース）



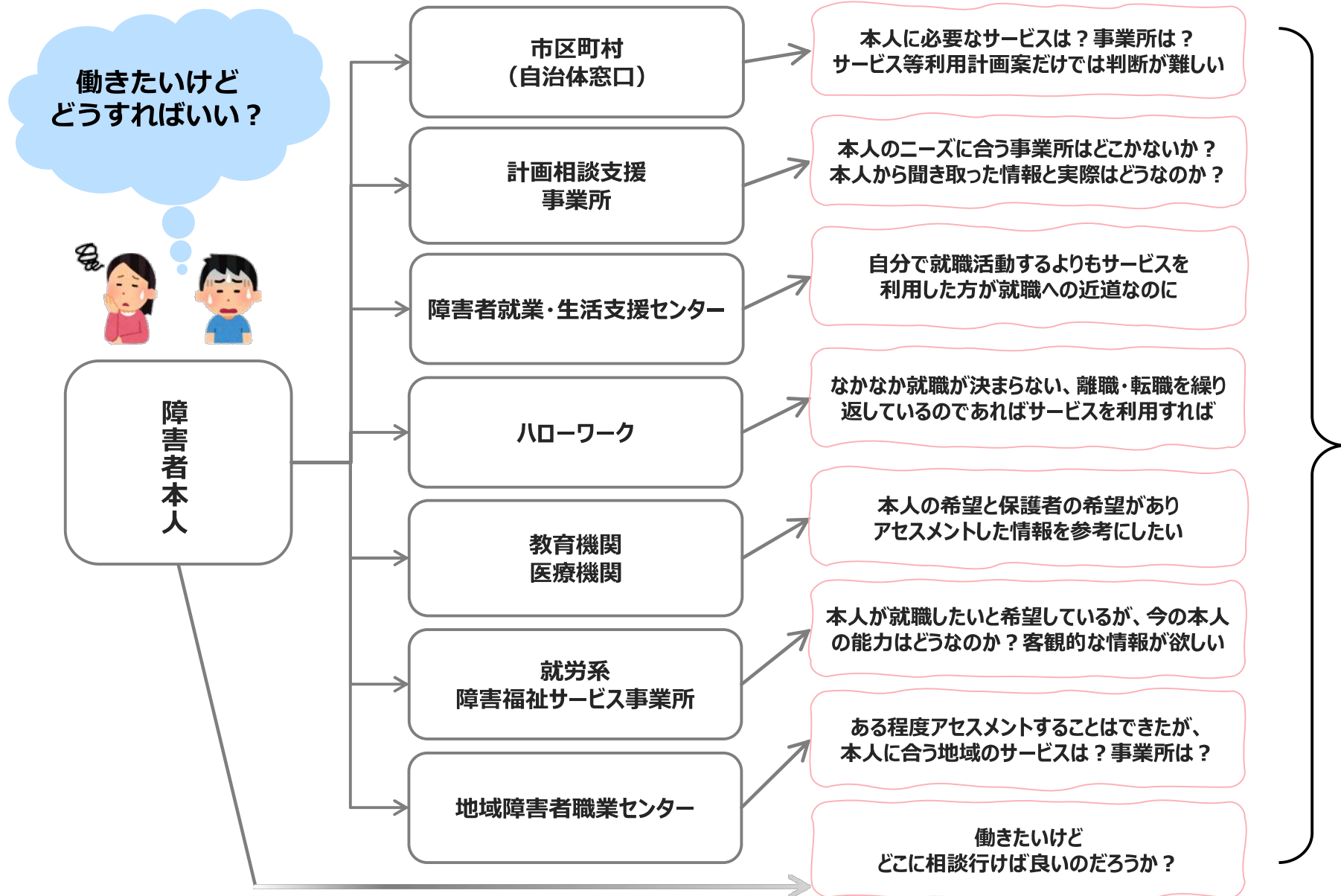
就労選択支援の基本プロセスについて



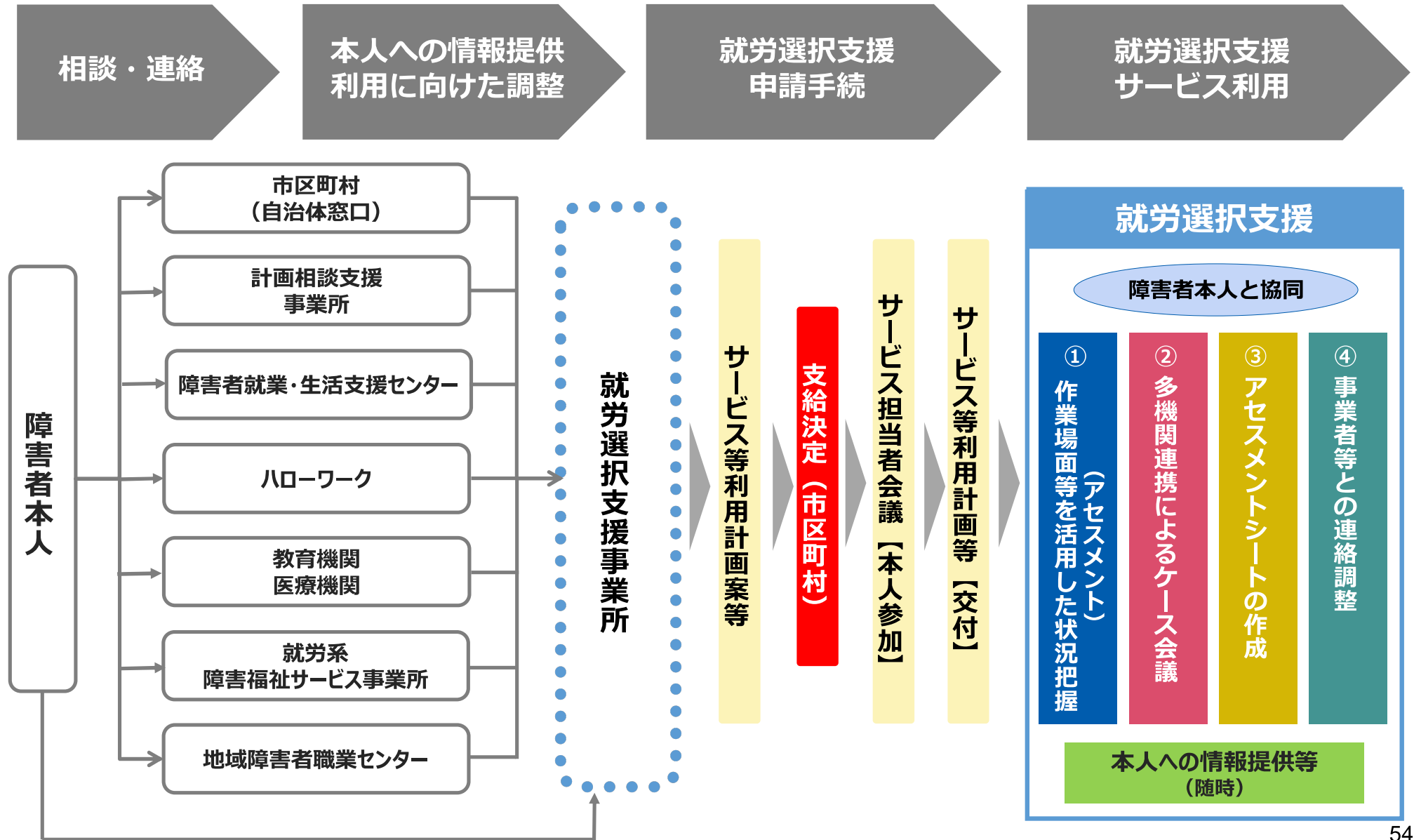
就労選択支援における各機関の役割



就労選択支援サービス利用までの流れ①（イメージ）



就労選択支援サービス利用までの流れ②（イメージ）



就労選択支援の対象者について

○ 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者

就労選択支援の施行に伴い、就労継続支援 B 型は、令和 7 年 10 月より、「就労選択支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者」が利用対象となることから、新たに就労継続支援 B 型を利用する意向がある場合は、就労選択支援を予め利用すること。（なお、50 歳に達している者や障害基礎年金 1 級受給者、就労経験があり年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者等については、就労選択支援事業者によるアセスメントを行うことなく、就労継続支援 B 型の利用が可能。）

ただし、

- ・ 最も近い就労選択支援事業所であっても通所することが困難である等、近隣に就労選択支援事業所がない場合
 - ・ 利用可能な就労選択支援事業所数が少なく、就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合
- は、就労移行支援事業所等による就労アセスメントを経た就労継続支援 B 型の利用を認める。

※以下に記載する対象者は、障害者本人の希望に応じて就労選択支援を利用することができる。

- ・ 新たに就労継続支援 A 型や就労移行支援を利用する意向がある障害者
- ・ 就労経験がある者（年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者に限る。）、50 歳に達している者、障害基礎年金 1 級受給者のいずれかであって、新たに就労継続支援 B 型を利用する意向がある障害者
- ・ 既に就労移行支援又は就労継続支援を利用しており、支給決定の更新等の意向がある障害者

就労選択支援事業所においては、利用者に対して、就労に必要な知識や能力の向上に資する事業所等を適切に情報提供できるよう、日頃から地域の社会資源等に関する情報収集に努めるとともに、利用者の希望や能力、適性等に応じた事業所等を見極めて情報提供すること。

サービス類型		新たに利用する意向がある障害者	既に利用しており、 支給決定の更新の意向がある障害者
就労継続支援 B 型	現行の就労アセスメント対象者（下記以外の者）	令和 7 年 10 月から原則利用	希望に応じて利用
	・ 50 歳に達している者又は障害基礎年金 1 級受給者 ・ 就労経験ありの者（就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者）	希望に応じて利用	
就労継続支援 A 型		令和 9 年 4 月から原則利用	令和 9 年 4 月から原則利用 ※標準利用期間を超えて更新を希望する者
就労移行支援		希望に応じて利用	

7 障福第 7 6 6 - 1 号

令和 7 年 6 月 1 8 日

各市町村障害福祉担当課長 殿

(指定都市、中核市及び大府市を除く)

愛知県福祉局福祉部障害福祉課長

就労選択支援事業者の指定時における地域との連携体制の構築及び第三者からの評価について（依頼）

日頃より本県の障害福祉行政に御理解及び御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、令和 6 年度報酬改定等により新設された就労選択支援（令和 7 年 10 月 1 日施行）については、令和 7 年 3 月 31 日付け国通知障障発 0331 第 3 号「就労選択支援の実施について」において、「指定時に地域との連携体制の構築や第三者からの適切な評価を確認する際、指定権者が必要と認める場合には、就労選択支援を行おうとする者は、事業指定の申請に当たり、協議会や市区町村等に対し、運営方針や活動内容等を説明し、当該協議会等による評価を受け、その内容を都道府県知事に提出する」との技術的助言がされたところです。

本県では、事業者が、地域から期待される役割を果たすことが重要であるとの観点から、上記の確認について、下記のとおり取扱うこととしますので、御協力いただきますようお願いいたします。

なお、管内就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所に対し行いました、令和 7 年 5 月 2 6 日現在における就労選択支援の実施意向調査結果を添付しますので、参考としてください。

記

1 市町村自立支援協議会等による評価

指定に当たり、原則協議会または市町村による評価内容の提出を求めます。ただし、既に協議会に参画している事業者については、評価を必須としないこととします。

具体的な評価は、参考例としてお示しする、別添「就労選択支援評価書(就労選択支援)」を活用するなどして実施してください。

2 市町村長による意見申出制度の活用

令和 6 年 5 月 7 日付け県通知 6 障福第 4 8 2 号「障害福祉サービス事業の指定・更新申請時の通知の求め等について」により、本県の取扱いをお示ししておりますので、就労選択支援の指定において、市町村障害福祉計画に基づく意見の申出等の意向がある場合は、当該制度を御活用いただくことも可能です。

3 令和7年10月1日指定の場合の想定スケジュール

6月下旬	事業者への周知開始（県専用ホームページ開設）
7月～8月上旬	事業者から協議会または市町村への評価依頼
8月10日	指定申請書（10月1日指定）提出締切
同 上	意見申出制度により、通知を求める場合の申出書の提出締切
10月1日	指定（事業開始）

担当 障害福祉事業所支援室
事業所指導第一グループ（鈴木、若原）
電話 052-954-6317（ダイヤルイン）
FAX 052-954-6920

高浜市障害者地域自立支援協議会における研修等について

1 自立支援協議会主催研修

(1) 虐待防止研修

実施日 令和 8 年 2 月 13 日 (金) 15:00～17:00
会 場 いきいき広場 3 階 多目的ホール
講 師 日本福祉大学 福祉経営学部教授 綿 祐二 氏
内 容 障がい者の虐待防止への取り組みは、障がいのある方が安全で健やかな生活を送るための非常に重要な取り組みであり、事業所においても虐待防止研修の実施が義務化されている。また、昨今の全国規模に及ぶグループホームの経済的虐待事案などから、福祉施設における虐待がクローズアップされており、利用者や家族の不安も高まっている状況であるため、自立支援協議会としても毎年本研修を実施することで、地域全体の虐待防止に対する知識や技能の向上を図ることを目的とする。

2 各部会主催研修

(1) S S T 研修

実施日 令和 7 年 11 月 6 日 (木) 10:00～12:00
会 場 会議室 B
講 師 愛知県療育等支援事業圏域担当 社会福祉法人くるみ会 梅村佳樹氏
内 容 S S T (ソーシャルスキルトレーニング) は、社会生活を円滑に送るために必要なコミュニケーションや人間関係のスキルを身につけるためのトレーニングで、一人ひとりの障がいのある方に合わせた取組が求められる。各事業所で取り組まれているが、改めて支援者の S S T に関する基本的な知識と技術について学び、日々の支援を振り返り、事業所の支援スキルの向上を図ることを目的とする。

3 その他

(1) 高浜市民の防災フォーラム

実施日 令和 7 年 9 月 20 日 (土) 13:30～15:00
会 場 ケアハウス高浜安立
主 催 社会福祉法人 昭徳会 (後援: 高浜市、高浜市社会福祉協議会)
内 容 高齢者、障がい者などの要援護者になりうる方たちが、大規模地震等様々な災害時にどのような行動をとったらよいか一緒に考えると共に、分かりやすく、楽しみながら学ぶことで防災への意識を高めてもらうことを目的とする。

「高浜市障がい者福祉計画」の見直しにあたって

アンケートについてのお願い

皆様には、日頃から福祉行政の推進にご協力をたまわり、厚くお礼を申し上げます。

高浜市では、障がいのある方々の生活全般の向上をめざして、令和8年度に「高浜市障がい者福祉計画」の見直しを行います。あなたをはじめ、市内にお住まいの身体障害者手帳をお持ちの方々にこの調査票をお送りさせていただきました。お忙しいところお手数をおかけしますが、安心して暮らせる福祉社会の実現のための基礎資料として活用させていただきますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、この調査は無記名でご回答いただき、結果の集計、分析は統計的に行いますので、個人のプライバシーがもれることは決してございません。

令和7年●月

高浜市長 ●●●●

<ご記入の前に>

- ・なんらかの事情でご本人が記入できない場合は、ご家族の方などに代筆していただくか、ご本人の意思を尊重して代わってご回答ください。
- ・令和7年●月1日現在の内容でご記入ください。
- ・答えたくない設問は無回答のまま、次の設問に進んでください。
- ・設問に選択肢のあるものは、あてはまる番号に○をつけてください。お答えが「その他」にあてはまる場合は、（ ）内に具体的にお書きください。
- ・回答はW E Bでも可能です。①書面または②W E Bのどちらかで回答してください。

①書面回答の場合

- 黒のボールペンなどで、番号に○印をつけるか、回答欄に直接ご記入ください。
- ご記入いただいた調査票は、令和7年●月●日（●）までに同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、郵便ポストへご投函ください。

②W E B回答の場合

- 右記の二次元バーコードを読み取り、回答フォームより回答してください。
- 
- URL: <https://forms.gle/abcdefg12345>
- 令和7年●月●日（●）までにご入力ください。

<調査についてのお問い合わせ>

高浜市福祉部介護障がいグループ

高浜市春日町五丁目165番地 高浜市いきいき広場内

電話 0566-95-9557 FAX 0566-52-7918

あなたの年齢、ご家族などについておたずねします。

問 1 このアンケートにご記入いただいたのはどなたですか。(○は1つ)

1. 本人 2. 家族 3. その他 ()

ここからは、封筒の宛名のご本人のことについてお答えください。

問 2 あなた（封筒の宛名のご本人）の年齢は満何歳ですか。(令和7年●月1日現在)

満 歳

問 3 あなたの性別は。(○は1つ)

1. 男性 2. 女性

問 4 あなたの世帯は次のどれですか。(○は1つ)

1. ひとり暮らし 2. 夫婦のみの世帯 3. その他の世帯

問 5 あなたのお住まいはどちらですか。あてはまる町名の1つに○をつけてください。

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1. 青木町 | 2. 碧海町 | 3. 春日町 | 4. 呉竹町 | 5. 小池町 |
| 6. 沢渡町 | 7. 清水町 | 8. 新田町 | 9. 神明町 | 10. 田戸町 |
| 11. 豊田町 | 12. 八幡町 | 13. 稗田町 | 14. 二池町 | 15. 本郷町 |
| 16. 向山町 | 17. 屋敷町 | 18. 湯山町 | 19. 芳川町 | 20. 論地町 |

問 6 現在の住まいは、次のうちどれですか。(○は1つ)

- | | |
|---------------------------------|----------------------|
| 1. 持ち家（マンションを含む） | 2. 借家（マンションを含む）・アパート |
| 3. 公営住宅 | 4. 社宅 |
| 5. グループホーム | 6. 介護保険のグループホーム |
| 7. その他 () | |

問 7 あなたは何により生活費を得ていますか。(○はいくつでも)

- | | | |
|---------------|----------|---------------------------------|
| 1. 就労（給料・自営業） | 2. 預金・貯金 | 3. 同居家族による扶養 |
| 4. 仕送り | 5. 障害年金 | 6. 障害年金以外の年金 |
| 7. 障がい者手当 | 8. 生活保護 | 9. その他 () |

あなたの障がいの種別、程度についておたずねします。

問 8 あなたの障がいはどのような障がいですか。障がいが重複している場合は、重い方に○をつけてください。(○は1つ)

- | | | |
|-------------------|------------------|--------------------|
| 1. 視覚障がい | 2. 聴覚障がい・平衡機能障がい | 3. 音声・言語・そしゃく機能障がい |
| 4. 肢体不自由（上肢） | 5. 肢体不自由（下肢） | 6. 肢体不自由（体幹） |
| 7. 内部障がい（1.～6.以外） | | |

問9 あなたの身体障害者手帳の等級は何級ですか。(○は1つ)

1. 1級 2. 2級 3. 3級 4. 4級 5. 5級 6. 6級

問10 障がいの主な原因は次のどれですか。(○は1つ)

1. 病気 2. 事故・けが 3. 災害 4. 出生時の損傷
5. 加齢 6. その他 () 7. 不明

問11 問8で「1. 視覚障がい」と答えた方におたずねします。あなたは、点字が読めますか。(○は1つ)

1. 読める 2. 読めないが必要だと思う 3. 読めない

問12 問8で「2. 聴覚障がい・平衡機能障がい」または「3. 音声・言語・そしゃく機能障がい」と答えた方におたずねします。あなたは、日常的にどのようなコミュニケーション手段を利用していますか。(○はいくつでも)

1. 筆談(要約筆記) 2. 手話(手話通訳) 3. 口話(読話)
4. 補聴器や人工内耳等 5. その他 ()

問13 あなたは、生活上の次の場面で、聴覚に障がいのある人に対して、コミュニケーション上の配慮(手話、筆談など音声以外の対応)があると感じますか(それぞれ○は1つ)

	十分配慮されている	ある程度は配慮されている	配慮されていない
① 市役所など行政機関の窓口	1.	2.	3.
② 駅や公共交通機関	1.	2.	3.
③ 病院・医院や介護施設	1.	2.	3.
④ 銀行や郵便局	1.	2.	3.
⑤ 学校	1.	2.	3.
⑥ 職場	1.	2.	3.
⑦ コンビニやスーパーなど	1.	2.	3.
⑧ 災害など緊急時の連絡	1.	2.	3.

問14 あなたは、常時医療的な支援が必要ですか。(○は1つ)

1. 必要である
2. 必要ない

問15 問14で「1. 必要である」と答えた方におたずねします。それはどんな支援ですか。(○はいくつでも)

1. 経管栄養 2. たんの吸引 3. 導尿 4. 人工透析

5. 酸素吸入 6. 排便コントロール 7. ストマ 8. 胃ろう・腸ろう
9. 薬の処方 10. その他（ ）

問16 40歳以上の方におたずねします。あなたは介護保険の要介護認定を受けていますか。受けている方はあてはまる番号に○をつけてください。(○は1つ)

1. 受けていない 2. 要支援1 3. 要支援2 4. 要介護1 5. 要介護2
6. 要介護3 7. 要介護4 8. 要介護5 9. わからない

問17 介護保険の要介護認定を受けている方（問16で「2.」～「8.」と答えた方）におたずねします。介護保険のサービスを利用していますか。（○は1つ）

1. 利用している 2. 利用していない

日常生活の支援についておたずねします。

問18 家族のなかで主に介助・支援をしている方は次のうちどなたですか。(○は1つ)

1. 配偶者 2. 親 3. 子ども 4. 兄弟姉妹
5. その他の家族 () 6. いない

問19 問18で「1.」～「5.」と答えた方におたずねします。主な介助・支援者の年齢はどれくらいですか。(○は1つ)

1. 20歳未満 2. 20歳代 3. 30歳代 4. 40歳代
5. 50歳代 6. 60歳代 7. 70歳以上

問20 問18で「1.」～「5.」と答えた方におたずねします。主な介助・支援者の仕事などの状況についてお答えください。（〇は1つ）

1. フルタイムで働いている 2. パートタイムで働いている
3. 生徒・学生 4. その他（働いていない）

問21 どのような支援が必要ですか。(〇はいくつでも)

1. 入浴介助
2. 衣服の着脱介助
3. 食事介助
4. トイレ介助
5. 炊事掃除などの家事援助
6. 外出の付き添い(通院を含む)、送迎
7. 代読・代筆
8. 手話通訳・要約筆記
9. 金銭管理や生活の見守り
10. その他 ()

問22 問21で1つでも○をつけられた方におたずねします。支援に必要な日数は、1週間のうち何日くらいですか。(○は1つ)

1. 1日 2. 週に2日～3日 3. 週に4日～6日 4. 毎日

日中の活動についておたずねします。

問23 日中の過ごし方や仕事についておたずねします。現在、日中は主にどのように過ごしていますか。(○は1つ)

1. 正職員として働いている
2. 正職員以外（アルバイト、パート、契約職員、派遣職員、日雇いなど）として働いている
3. 自営業をしている（家の仕事を手伝っている）
4. 障がい者のための通所サービス（就労継続支援など）を利用して働いている
5. 障がい者のための通所サービス（生活介護など）を利用している。
6. 介護保険の通所サービスを利用している
7. 病院等のデイケアを利用している
8. リハビリテーションを受けている
9. 学校に通っている
10. ボランティアなどの社会活動を行っている
11. その他（ ）
12. 家庭内で過ごしている

問24 現在働いている方（問23で「1.」～「4.」と答えた方）におたずねします。現在の仕事はどのようにして見つけましたか。（○は1つ）

1. 一般募集
2. 現在の職場にいるときに障がいを受け、継続して働いている
3. 学校（卒業時）からの紹介
4. ハローワークからの紹介
5. 事業所（就労継続支援、相談支援事業所など）からの紹介
6. その他（ ）

問25 現在働いている方（問23で「1.」～「4.」と答えた方）におたずねします。現在の仕事に従事している期間はどれくらいですか。（○は1つ）

1. 6か月未満 2. 6か月以上1年未満 3. 1年以上3年未満
4. 3年以上5年未満 5. 5年以上

問26 現在働いている方（問23で「1.」～「4.」と答えた方）におたずねします。仕事のことで悩んでいることや困っていることがありますか。（○は1つ）

1. たいへん困っている
2. 少しは困っているが対応できる
3. とくにない

問27 問26で「1.」または「2.」と答えた方におたずねします。困っていることはどんなことですか。(○はいくつでも)

1. 仕事の内容が自分に合っていない
2. 職場の人間関係（スタッフや同僚・仲間）に問題がある

3. 給料や工賃が少ないことに不満がある
4. 通勤に時間がかかり負担がある
5. 建物や設備など職場環境に関する配慮が十分でない
6. 拡大文字や音声ソフトの導入などコミュニケーションに関する配慮が十分でない
7. 仕事をするものの身体的な負担が大きく疲れる
8. 仕事をするものにストレスを感じている
9. その他（ ）

問28 今後、日中はどのように過ごしたいと考えていますか。(○は1つ)

1. 現在と同じように過ごしたい
2. 現在とは違う日中の過ごし方をしたい

問29 問28で「2. 現在とは違う日中の過ごし方をしたい」と答えた方におたずねします。今後、主に日中をどのように過ごしたいですか。(○は1つ)

1. 正職員として働きたい
2. 正職員以外（アルバイト、パート、契約職員、派遣職員、日雇いなど）として働きたい
3. 自営業をしたい（家の仕事を手伝いたい）
4. 障がい者のための通所サービス（就労継続支援など）を利用して働きたい
5. 障がい者のための通所サービス（生活介護など）を利用したい
6. 介護保険の通所サービスを利用したい
7. 病院等のデイケアを利用したい
8. リハビリテーションを受けたい
9. 学校に通いたい
10. ボランティアなどの社会活動を行いたい
11. その他（ ）
12. 家庭内で過ごしたい
13. わからない

医療についておたずねします。

問30 あなたは現在、病院などでなんらかの治療を受けていますか。(○は1つ)

1. 受けている
2. 受けていない

問31 医療のことで、なにか困っていることがありますか。(○はいくつでも)

1. 通院するとき付き添いをしてくれる人がいない
2. 医者に病気の症状が正しく伝えられない
3. 医者の指示などがむずかしくてよくわからない
4. 専門的な治療をしてくれる病院が近くにない
5. ちょっとした病気やケガのときに受け入れてくれる病院が近くにない
6. いくつかの病院に通わなければならない

7. 気軽に往診を頼める医者がいない
8. 歯の治療を受けられない
9. 入院医療費の負担が大きい
10. 通院医療費の負担が大きい
11. 通院にかかる交通費の負担が大きい
12. 通院に時間がかかり負担を感じる
13. その他 ()
14. とくに困っていることはない

これからの生活についておたずねします。

問32 あなたは、将来（3～5年後を思い浮かべて）どんな住まい方をしたいと思いますか。

（○は1つ）

1. アパートなどで一人で暮らしたい
2. 自宅で家族と共に暮らしたい
3. 仲間と一緒に、食事や身の回りの世話をしてくれる人がいるグループホームで暮らしたい
4. 重い障がいがあっても利用できるグループホームで暮らしたい
5. 病院
6. 障がい者施設・介護保険施設（入所）
7. わからない
8. その他 ()

問33 問32で「3.」または「4.」と答えた方におたずねします。いつ頃からグループホームに入居したいと思いますか。（○は1つ）

1. 現在入居している
2. すぐにでも入居したい
3. 1～2年後に入居したい
4. 3～4年後に入居したい
5. 5年以上後に入居したい
6. 親などが介助できなくなったら入居したい
7. その他 ()

問34 あなたが地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。（○はいくつでも）

1. 在宅で医療ケアなどが適切に受けられること
2. 障がいのある人に適した住居の確保
3. 必要な在宅サービスが適切に利用できること
4. 生活訓練などの充実
5. 経済的な負担の軽減
6. 相談対応等の充実
7. 地域住民などの理解
8. ICT技術や支援機器の充実
9. その他 ()

余暇活動、学習、スポーツ、社会活動等についておたずねします。

問35 この1年間にどのような活動をしましたか。また、今後どのような活動をしたいですか。

(○はいくつでも)

それぞれに○をつけてください

区 分	1年間にしたこと	今後したいこと
1. コンサートや映画の鑑賞、スポーツの観戦	1	1
2. スポーツ教室、大会等への参加	2	2
3. 障がい者スポーツ（ボッチャ等への参加）	3	3
4. 旅行	4	4
5. 手話、パソコン等の学習活動	5	5
6. 趣味のサークル活動	6	6
7. ボランティア等の社会活動	7	7
8. 障がい者団体の活動	8	8
9. 祭りやゴミ拾いなどの地域活動	9	9
10. その他（ ）	10	10
11. とくにない	11	11

外出・まちづくりについておたずねします。

問36 あなたは過去1年間にどれくらい外出しましたか。(○は1つ)

- | | | |
|----------|----------|----------------|
| 1. ほぼ毎日 | 2. 週3～4回 | 3. 週1～2回 |
| 4. 月1～2回 | 5. 年に数回 | 6. ほとんど外出していない |

問37 外出のときの主な交通手段はなんですか。(○はいくつでも)

- | | | |
|----------------|-----------------|---------|
| 1. 徒歩 | 2. 自転車 | 3. 車いす |
| 4. 電車 | 5. バス | 6. タクシー |
| 7. 自家用車（自分で運転） | 8. 自家用車(乗せてもらう) | 9. バイク |
| 10. その他（ ） | | |

問38 外出の目的はなんですか。(○はいくつでも)

- | | | |
|----------------|--------------|---------|
| 1. 通勤 | 2. 通学 | 3. 通院 |
| 4. 買物 | 5. 地区の行事 | 6. 施設利用 |
| 7. 習い事、趣味 | 8. スポーツ | 9. 旅行 |
| 10. 友人・知人宅への訪問 | 11. リハビリ・訓練等 | 12. その他 |
| () | | |

問39 高浜市はここ5～6年間に建物や道路などのバリアフリー化が進んだと感じますか。(○は1つ)

- | | |
|--------------|---------------|
| 1. たいへん進んだ | 2. やや進んだ |
| 3. あまり進んでいない | 4. まったく進んでいない |

問40 あなたが、市内に買い物や用事で出かけるときに、駅、店、公共施設について困ったり、不便に感じることはありますか。(○はいくつでも)

- | | |
|----------------------------------|----------------------|
| 1. 電車の乗り降りがたいへんである | 2. バスの乗り降りがたいへんである |
| 3. バスの本数が少なく便が悪い | 4. バス停が近くにない |
| 5. 公共施設などへの案内表示がわかりにくい | |
| 6. 公共施設の階段に手すりやエレベーターがないなど不自由である | |
| 7. 公共施設などの段差が気になる | 8. 商店などの段差が気になる |
| 9. 障がい者用の駐車場が少ない | 10. 横断歩道を渡るのがたいへん |
| 11. 公衆トイレの数が少ない | 12. 公共施設などのトイレが使いにくい |
| 13. 街かどに休憩できるようなベンチなどが無い | |
| 14. その他 () | |
| 15. とくに困ったり不便に感じることはない | |

地域活動等についておたずねします

問41 あなたは、現在どの程度近所付き合いをしていますか。(○は1つ)

1. とても親しく付き合っている
2. わりと親しく付き合っている
3. 付き合いはしているがそれほど親しくはない
4. ほとんどもしくは全く付き合っていない

問42 あなたは地域の活動や行事にどの程度参加していますか。(○は1つ)

1. 積極的に参加している
2. ほどほどに参加している

- 3. あまり参加していない
- 4. 参加していない

問43 あなたの住んでいる地域(小学校区程度の範囲)は住みやすいと思いますか。(○は1つ)

- 1. とても住みやすい
- 2. どちらかといえば住みやすい
- 3. どちらともいえない
- 4. どちらかといえば住みづらい
- 5. とても住みづらい

地震などの災害時のことについておたずねします。

問44 地震などの災害時に避難できますか。(○は1つ)

- 1. 自分一人で避難できる
- 2. 家族の支援があれば避難できる
- 3. 家族以外に支援をしてくれる人がいないと避難できない
- 4. わからない

問45 地震などの災害時にすぐに困ると思われることは何ですか。(○はいくつでも)

- 1. 災害時の避難情報などをすぐに知ることができない
- 2. 避難が必要なときに誰に支援を求めたらいいかわからない
- 3. 障がいのある人が安心して避難できる場所がわからない
- 4. 災害発生時や避難時に家族と連絡を取ることができない
- 5. その他 ()
- 6. とくにない

問46 災害時に、避難所等で困ると思われることは何ですか。(○はいくつでも)

- 1. 安心して利用できるトイレがないこと
- 2. プライバシーが保たれないこと
- 3. いっしょに避難している周りの人に気兼ねしてしまうこと
- 4. コミュニケーションがうまくとれないこと
- 5. 避難所での生活の介助や支援をしてくれる人がいないこと
- 6. 必要な薬や医療が受けられないこと
- 7. 必要な補装具や日常生活用具が使えないこと
- 8. その他 ()
- 9. とくにない

困っていることなどについておたずねします。

問47 医療・福祉サービスや就労、生活上の困りごとなどのことで、家族のほかに相談する人がいますか。(○はいくつでも)

1. 民生委員・児童委員
2. (身体・知的) 障害者相談員
3. たかはま障がい者支援センター (高浜市いきいき広場内)
4. 保健所・保健センター
5. 医療機関
6. 福祉サービス事業所の職員やヘルパー
7. 公共職業安定所 (ハローワーク)
8. 同じ障がいのある人の団体・グループ
9. 学校
10. その他 ()
11. 相談するところがない
12. どこに相談に行ったらよいかわからない

問48 あなたは、この5～6年の間に障がいがあるために差別を受けたり、いやな思いをしたことがありますか。(○は1つ)

1. ない さしつかえなければ、それはどんなことかお書きください。

2. ある →

問49 令和6年4月1日から会社やお店など民間の事業所にも「合理的配慮※の提供」が義務づけられました。これまで経験したことや見聞きしたことで、障がいのある人への配慮として良かったことや配慮があって助かったことがあれば、具体的にお書きください。

※障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに負担が重すぎない範囲で対応すること

問50 障がいのある人が、地域で自立した暮らしが送れるよう、生活支援員による福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理を行う生活支援員派遣事業を知っていますか。(〇は1つ)

1. 利用している 2. 知っているが利用していない 3. 制度を知らない

問51 今後、生活支援員派遣事業を利用したいですか。(○は1つ)

1. 利用したい 2. 利用したくない 3. わからない

問52 障がいのある人などの権利を擁護するため、財産の処分や管理などの法律行為に関する援助などを行う成年後見制度を知っていますか。(○は1つ)

1. 利用している 2. 知っているが利用していない 3. 制度を知らない

問53 問52で「2.」または「3.」と答えた方におたずねします。今後、成年後見制度を利用したいですか。(○は1つ)

1. 利用したい 2. 利用したくない 3. わからない

問54 問53で「1. 利用したい」と答えた方におたずねします。いつ頃から利用したいですか。
(○は1つ)

1. すぐにも
2. 1～2年後
3. 3～5年後
4. 5年以上後
5. 親などが介助できなくなったら
6. その他（ ）

障がい福祉サービスなどについておたずねします。

問55 次の障がい福祉サービス（自立支援給付）のうち、①現在利用していて今後も利用したいサービスと、②現在利用していないが今後利用したいサービスのすべてに○をつけてください。また、③今後より充実するといいいサービスに3つ以内で○をつけてください。

サービスの種類	サービスの内容	① 現在利用して いて今後も利用 したいサービスの 欄に○ (いくつでも)	② 現在利用してい ないが今後利用 したいサービスの 欄に○ (いくつでも)	③ 今後充実する といいいサービスの 欄に○ (3つまで)
1. 居宅介護 (ホームヘルプ)	ヘルパーが、家に来て、身の回りの手伝いをしてくれます。			
2. 重度訪問介護	ヘルパーが、体に重い障がいのある人の家に来て、日常生活や外出の手伝いをしてくれます。			
3. 同行援護	重い障がいのある人（視覚障がい者）に、ヘルパーが移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出する手伝いをしてくれます。			
4. 行動援護	重い障がいのある人のことをよくわかっているヘルパーがそばにいて、安心して外出し活動できるよう、支援してくれます。			
5. 重度障害者等 包括支援	居宅介護、生活介護、短期入所など様々なサービスを組み合わせて提供することにより、常時介護を要する人の生活を支援してくれます。			
6. 生活介護	施設で、日中活動の支援を受けることができます。			
7. 自立訓練	体をうまく動かすことができるように訓練を受けたり、地域での生活で困らないように自分で身の回りのことをする訓練を受けることができます。			
8. 就労選択支援	希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しをしてくれます。			
9. 就労移行支援	会社に就職するための訓練を受けることができます。仕事探しの相談にものってもらえます。			
10. 就労継続支援	会社以外の場所で、支援を受けながら働くことができます。			
11. 就労定着支援	相談を通じて、就労に伴って生じる生活面での課題を把握し、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けた支援をしてくれます。			
12. 療養介護	重い障がいのある人が、入院して医療を受けながら、日常生活の手伝いを受けることができます。			

サービスの種類	サービスの内容	① 現在利用して いて今後も利用 したいサービスの 欄に○ (いくつでも)	② 現在利用して いないが今後利用 したいサービスの 欄に○ (いくつでも)	③ 今後充実する といいサービスの 欄に○ (3つまで)
13. 短期入所 (ショートステイ)	家族に用事があるときなどに、施設に短期間と まることができます。			
14. 共同生活援助 (グループホーム)	障がいのある人たちが、アパートや家で一緒に 暮らします。世話人や生活支援員から、日常生 活の手伝いを受けることができます。			
15. 自立生活援助	施設やグループホーム等から一人暮らしへの 移行を希望する場合に、一定の期間、定期的な 巡回訪問や随時の対応により支援してくれま す。			
16. 補装具	車いす、義肢、補聴器などの給付を受けるこ とができます。			

問56 次のサービス（地域生活支援事業）のうち、①現在利用していて今後も利用したいサー
ビスと、②現在利用していないが今後利用したいサービスのすべてに○をつけてください。
また、③今後より充実するといいサービスに3つ以内で○をつけてください。

サービスの種類	サービスの内容	① 現在利用して いて今後も利用 したいサービスの 欄に○ (いくつでも)	② 現在利用して いないが今後利用 したいサービスの 欄に○ (いくつでも)	③ 今後充実する といいサービ スの欄に○ (3つまで)
1. 相談支援	困ったことがあるときや、新しくサービスを利用 したいときに、相談にのってくれます。			
2. 成年後見制度利用 支援	障がいのある人の権利や財産を守るための成年後見 制度が利用できない人にかわって、利用できるよ うに申立てをし、申立ての経費を負担してくれます。			
3. 意思疎通支援	手話通訳者や要約筆記者が話の内容がわかるよ うに支援してくれます。			
4. 移動支援	ヘルパーが、外出する手伝いをしてくれます。			
5. 地域活動支援セ ンター	障がいのある人が、日中活動の支援をしてもら えます。			
6. 日中一時支援	家族の一時的な負担を減らすために活動の場 を確保してくれます。			
7. 訪問入浴サービ ス	入浴車が家に来て、入浴サービスをしてくれま す。			

サービスの種類	サービスの内容	① 現在利用して いて今後も利用 したいサービスの 欄に○ (いくつでも)	② 現在利用してい ないが今後利用 したいサービスの 欄に○ (いくつでも)	③ 今後充実する といいサービ スの欄に○ (3つまで)
8. 日常生活用具	日常生活を容易にするために、紙おむつやストマ用装具などの給付を受けることができます。			

問57 高浜市の障がいのある人への取り組みについて、下の選択肢の中で、あなたからご覧になって、①この数年である程度進んだと思われるもの、②今後重点的に進めるべきものを、それぞれ3つ以内で選び、の中に番号を記入してください。

①この数年である程度進んだと思われるもの。

下の選択肢より、進展の度合いが高いと思われる順に3つ以内でお選びください。

----------------------	----------------------	----------------------

②今後重点的に進めるべきもの。

下の選択肢より、重要度が高いと思われる順に3つ以内でお選びください。

----------------------	----------------------	----------------------

【選択肢】

1. 障がいを早期に発見し、適切な療育を受けられるようにすること
2. 障がいのある子どもが、地元の保育園や小中学校に通えるようにすること
3. 障がいのある子どもが、学童クラブに通えるようにすること
4. 障がいのある人が、企業などで働けるように支援すること
5. 障がいのある人への相談窓口を充実すること
6. 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等）を充実すること
7. 介護給付の日中活動系サービス（生活介護、療養介護、短期入所）を充実すること
8. 訓練等給付の日中活動系サービス（自立訓練、**就労選択支援**、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援）を充実すること
9. グループホームなど居住系サービスを充実すること
10. 手話通訳や要約筆記など、コミュニケーションの支援を充実すること
11. 外出の手伝いなどの移動支援を充実すること
12. 社会参加活動を促進するための日中活動の場を充実すること
13. 入所施設や入院できる病院を増やすこと
14. 障がいのある人が安心して医療を受けられるようにすること
15. 道路や公共施設などを障がいのある人にも使いやすくすること

16. スポーツ、レクリエーション、文化活動に参加しやすくすること
17. バスや鉄道などの交通機関を障がいのある人にも使いやすくすること
18. 地震や台風などの災害時の情報提供や安全対策を充実すること
19. 障がいのある人もない人も、お互いに理解しあって協力していくこと
20. その他（具体的に ）

●高浜市の障がい者施策に関して、ご意見・ご要望がありましたら、自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

福祉人材（介護・障がい）の確保・育成について

1 令和5年度、令和6年度からの取り組み

（1）次世代育成

① 小学生向け取組

- ・市内児童センターと連携し、夏休み等で児童センター・クラブ利用児向けに、市内の介護職員から福祉の仕事について説明するとともに、福祉機器を体験する機会を作る。

② 中学生向け取組

- ・職場体験の対象事業所を募り、各学校で対象事業所リストに追加。

（2）定着支援

- ・市内の若手介護職（や福祉を学ぶ学生）を対象に交流会を開催。

（3）福祉のお仕事・事業所 PR

- ・わくわくフェスティバルを活用し、福祉のお仕事や事業所の PR をする。
- ・いきいき広場内に事業所お知らせ掲示板を設置し、事業所の PR をする。

（4）意見交換会の開催（毎月）

（5）関係者による意見交換会の開催（毎月）

（6）研修会

市内若手職員交流会（7月）

管理者向け生産性向上研修（1月）

（7）イベント

児童センターでの小学生向け福祉魅力発信（7月～8月）

わくわくフェスティバルでのお仕事体験・相談コーナー（11月）

西三河福祉の店での相談コーナー（12月）

福祉機器体験会兼相談会“ふくしのお仕事って何？”（2月）

2 令和7年度の新たな取り組み

（1）日本福祉大学在学生との連携

- ・日本福祉大学の小林ゼミ所属学生と連携し、高浜市の介護・障がい事業所のニーズを調査するアンケートを実施。今後の福祉人材確保に関する施策に活かしていく。

3 現状と課題の抽出